

委員会提出議案第 1 号

岩倉市議会基本条例の一部改正について

地方自治法第 1 0 9 条第 6 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 6 月 2 2 日提出

岩倉市議会議長 須 藤 智 子 様

提出者 議会運営委員会
委員長 関 戸 郁 文

岩倉市議会基本条例の一部を改正する条例

岩倉市議会基本条例（平成２３年岩倉市条例第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１６条」を「第１７条」に、「第１７条～第２２条」を「第１８条～第２３条」に、「第２３条」を「第２４条」に、「第２４条」を「第２５条」に、「第２５条」を「第２６条」に、「第２６条・第２７条」を「第２７条・第２８条」に改める。

前文中「緊張関係及び市民との適度な緊張感」を「緊張関係」に、「民意を掌握する」を「市民参加及び市民との連携により民意を把握する」に、「これまで、多くの諸先輩の絶え間ない民主主義の追究の証しとして積み重ねてきた「岩倉市議会慣例及び実例集」等により、透明性」を「これまでも、岩倉市議会は、議会における民主性及び透明性」に、「当たり、本市の歴史・伝統・文化を大切に育み、次世代に継承していくまちづくりとして」を「当たり、」に、「追求し、さらなる議会改革を市民にわかりやすく示すことで、岩倉市議会の不退転の決意」を「追求するとともに、弛まず^{たゆ}議会改革に邁進^{まいしん}していくこと」に改める。

第２条第６号中「噴火」を「地盤の液状化、噴火」に改める。

第５条に次の１号を加える。

(４) 個人情報適切に取り扱い、市民の権利・利益を守ること。

第６条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第１０条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

第１１条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第１２条第１号中「原則一問一答の方式で行うものとする」を「一問一答の方式で行う」に改める。

第１３条第１号中「発生源」を「目的」に改め、同条第２号を次のように改める。

(２) 政策の効果

第１４条の見出しを「(議案における政策説明資料の提出及び協力)」に改め、同条中「予算及び決算」を「議案」に、「施策別又は事業別の政策説明資料」を「政策説明資料の提出」に改める。

第２７条第１項中「検証するものとする」を「検証しなければならない」

に改め、同条第2項中「前項」を「議会は、前項」に、「特別委員会において適切な」を「適切な」に改め、同条を第28条とし、第9章中第26条を第27条とする。

第25条第2項中「別に」を「岩倉市議会議員政治倫理条例（平成24年岩倉市条例第1号）に」に改め、第8章中同条を第26条とする。

第7章中第24条を第25条とする。

第6章中第23条の次に次の1条を加える。

（議会事務局の機能）

第24条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、任免権を行使するものとし、専門的知識を有する職員の配置をするとともに、適正な任用期間を確保できるようあらかじめ市長と協議を行うものとする。

3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。

第23条を削る。

第22条第3項を次のように改める。

3 議員は、市長等の政治姿勢をただすとともに、市政発展のための積極的な提案の場として、一般質問を行うことができる。この場合において、一般質問は、議案以外の質問を基本とする。

第5章中第22条を第23条とする。

第21条第3項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第4項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条第5項中「取り組むものとする」を「取り組まなければならない」に改め、同条を第18条とする。

第4章中第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（知見の活用）

第16条 議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(岩倉市議会議員政治倫理条例の一部改正)

- 2 岩倉市議会議員政治倫理条例（平成２４年岩倉市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２５条第２項」を「第２６条第２項」に改める。